
第 8 回泉南市教育問題審議会 会議録

【日時】 平成 19 年 12 月 27 日（木） 午前 10 時～ 12 時

【場所】 泉南市埋蔵文化財センター 講堂兼視聴覚室

【出席者】(委員) 17 名中 15 名出席 2 名欠席
(事務局) 18 名出席

【傍聴者】 9 名

【議事日程】 1 . 開会
2 . 会長挨拶
3 . 議事
 (1) 学校規模適正化にむけての校区再編（案）について
 (2) その他
4 . 閉会

第 8 回 教育問題審議会 会議録

日時： 平成 19 年 12 月 27 日(木)

午前 10 時～ 12 時

場所： 泉南市埋蔵文化財センター 講堂兼視聴覚室

教育部長 それでは、時間が参りましたので始めさせていただきたいと思います。

皆さん、おはようございます。

本日は、御多用の中、また、年末の大変お忙しい中、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、第 8 回教育問題審議会を開会させていただきます。

なお、本日は、既に出席委員が過半数を超えておりますので、適法に成立していることを御報告させていただきます。

また、当審議会の議事録は、泉南市情報公開条例に基づき、請求があれば公開対象となります。

発言者の氏名は原則としてそのまま公表することになりますので、御承知おきください。ただし、ホームページでの議事録の公表は氏名についてはアルファベットにいたします。

それでは、事前配付させていただきました資料は、前回の審議会の後、事務局に届きました区長会等の意見を集約したものであります。また、本日の配付資料は、その後届いた意見書とこれまでの意見書の内容を整理した一覧表であります。御確認をお願いしたいと思います。

まず、当該地域にかかわる会長試案の意見ということでもとめたもの、それから、これが各議会会派の分、それから、区長会の各区の意見書をまとめた分ですね。それから、各 P T A、それと、議会から意見書として 3 会派出ている分、共産党と自由改革クラブ、公明党の分です。それと、区長会からの各区の意見集約用紙、それと、P T A の意見集約用紙、それと、最後に地図がついておるとおもいますけれども、第二小学校区、信達小学校区、一丘小学校区を書いた各校区と、会長試案の分を入れた地図になってございます。

それでは、会長、よろしくをお願いしたいと思います。

会長 おはようございます。

年末の大変忙しい時期になりまして、ほとんどもう年末の整理にかかる時期に、第 8 回の教育問題審議会を開催いたすことになりました。お忙しい中、委員の皆さん、御出席いただきまして、お礼を申し上げたいと思っております。

この間、それぞれの委員の皆さん方には、9 月に示しました会長試案の議論のためにさまざまに御足労いただいたと思います。ようやく一定の意見が上がってまいりまして、もう一度、ボールがこの審議会に投げ返されたら、そんな状況であると思えます。

きょうは、そういった意見集約も踏まえながら、中身のある積極的な御審議をお願いしたいと思います。ひとつ最後までよろしく願いをいたします。

それでは、この審議会は原則公開となっております。本日も傍聴の申し込みがあるようではありますが、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

それでは、傍聴を許可しますので、事務局の方、入場の誘導をお願いいたします。

(傍聴者入場)

会長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。

前回の審議会では、会長試案として提案をいたしました、学校規模適正化に向けての校区再編案につきまして、審議会の皆さんから御意見をいただきました。また、関係各団体からの意見につきましても、この間、上げてきていただいたところであります。

先ほど、事務局から資料の確認はございましたが、全体を整理した、該当地域にかかわる会長試案に対する意見ということで、縦長の集約意見が、地域別、そして、右端に、PTAあるいは区長会、団体別に賛否両論、要約をして一覧を事務局の方でつくってもらっております。また、議会の各会派からの意見につきましては、A4判の横一覧にした資料、泉南市教育問題審議会会長試案（議会各会派）というのがあります。その他の資料は、この要約一覧をつくる際にそれぞれ上がってまいりました意見書の原文ということでありまして、意見の要点あるいは論点につきましては、この二つで整理をされているのではないかと思います。会長試案につきましては、この間の審議会で、それぞれ審議委員の皆さんからの御意見をあわせていただいているところでございますが、大きくこの会長試案と意見が食い違うといいますが、かなり調整が要るのではないかと大きな論点が二つ浮き彫りになってまいりました。

一つは、第一小学校、第二小学校、この小規模是正に向けてということで、会長試案では二つの点を提案いたしました。

一つは、第一小学校と第二小学校の統合という提案であります。

そして、その中で、信達小学校区のうち、国道26号線より、地図が入っていると思いますが、ピンクの斜線で囲っている部分であります。国道26号線より海側、牧野、市場、樽井、馬場、幡代、中小路ですね、これを、新たに統合された小学校の校区として線引きをしてはどうかという提案をいたしました。これにつきまして、資料等ありますように、26号線からの海側の部分についての統合をめぐる御意見、あるいは第一、第二小学校の統合をめぐる御意見がありました。

もう一つ、大きな、会長試案に対する賛否両論が分かれたところは、信達小学校区の、今度は、過大解消に向けてということで、会長試案といたしましては、先ほどの第一、第二小学校の小規模是正と重なるわけですが、国道26号線より海側を統合された新しい小学校区へ編入をするということ。それと、信達大苗代を一丘小学校区とするということ。あと、朝日山団地、関空山の手台及びその周辺を雄信小学校にするというところでありますが、とりわけ、大苗代区、本日、資料として提出している地図で言いますと、青色の斜線を引っ張っている部分、これの大苗代区の部分につきまして、編入については意見ありということが上がってきております。

例えば、通学路のコミュニティバス、スクールバスの運行等、行政的な判断、施策でクリアできる意見は、審議会としてしっかりと申し述べ、今後の行政施策でクリアをしてもらうということで、ほぼ意見を受けとめることができると思うわけですが、今言いました、第一、第二小学校の統合という問題、そして、統合された新しい通学路のエリアにつきまして、信達小学校区の過大解消に向けて新たに一丘小学校区に編入する部分、この二つにつきましては、行政的な施策運用上の微調整ということではありませんで、かなり本審議会の議案そのものにかかわってくるところであると思います。また、会長試案としてほぼ了解されたということで突っ走るということにつきましても、私自身、無理があるところではないかと思います。

それで、本日は、この地図で言いましたら、ピンクの部分と青の部分、第一、第二小学校の小規模是正にかかわる新たな校区設定の問題と、信達小学校区の過大解消に向けて、とりわけ、大苗代区から出てきておるこの意見の取り扱い等につきまして、二つの点に大きくポイントを絞りまして、皆さん方からの積極的な

御意見をお願いしたいというふうに考えております。

進行といたしましては、同時に議論をいたしますとぐちゃぐちゃになってきますので、議論がややこしくなりますので、便宜上、第一小学校、第二小学校、この統合をめぐるのところから審議委員の皆さんの御意見を伺いたいと思います。

再度言いますが、現行の校区はこの黒い実線の部分であります。会長試案として示しましたのは、この黒い実線の第一小学校、第二小学校、これをまず統合し、そして、さらに、それでも児童推計上、過少、小規模是正がやや不安定であるということで、さらに、ピンク色の部分を、交通の安全性という点も踏まえまして、国道より海側ですね、26号線よりも海側を新たに再編校区に編入してはどうかと。これで、信達小学校区の過大解消ともセットになってくるのではないかとということで提案をいたしました。

第一のテーマといたしましては、まず、この点につきまして御意見ございましたら、お出し願いたいと思います。

ひとつよろしく願いいたします。

もうどなたからでも結構ですので、お手を挙げて御発言をお願いしたいと思います。

M委員 失礼します。小学校代表のMです。

ちょっと風邪引いてまして、こんな声で申しわけございません。

今、会長さんの方から提案がございました、第一小、第二小の統合と信達小学校との校区再編についてでございますが、2点ございます。

1点目は、学校規模の適正化基準で、国の現行法、学校教育法施行規則ですけれども、「小学校の学級数は12学級以上、18学級以下を標準とする」、こう規定されています。また、大阪府の学校教育審議会答申においても、小学校は、少なくとも1学年2学級、6年生まで言いますと、12学級程度は少なくとも望ましい、こう述べられております。このことを参考としている会長試案でございますので、会長試案に賛成いたします。それが1点目です。

もう1点目は、安定的な学年2学級規模となるようには、第一、第二小の統合だけではなくて、会長試案で示されているように、信達小学校区の国道26号線より海側の地域を、第一、第二小が統合された小学校の校区と、そうするよう求めます。

なお、差別事象が再発しないよう、さらには、差別の解消、内外交流の促進、周辺地域と一体となったコミュニティの形成につながる統合再編となるよう、これまでの審議の確認だけではなくて、今後も、行政支援も含めてお願いしたいという、この2点でございます。

以上です。

会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。それぞれもう積極的に御意見いただきたいんですが。

E委員 区長会という内容できてるんですけども、統合される小学校の地域の区長でもありますので、一言、区の要望というんですか、区の考え方をひとつお話をさせていただきたいと思います。

先ほど、第二小の先生が言うてはりましたけれども、区としましては、第一、第二小の統合については賛成なんです。

それから、校区の再編につきましては、会長、いろいろな意見がやっぱりあるわけなんです。

それで、先ほど、差別事象が再発しないようにというお話がありましたけれども、これを強行すれば、必ず僕は起こると思います。だから、そういうことのないように、前回の樽井区を巻き込んだ、そういういろ

いろいろありましたけれども、今回またそういうようなことの起こらないように、くさい物にふたとかということじゃないんですけれども、できるだけそういう摩擦が起こらないように、会長がこれ示されているこの試案ですかね、この信達校区の分につきましては、強制的に線引きをして、第一、第二小統合した学校というようなことを言わんと、調整地域にさせていただいた方が私はいいと思うんです。

それに、前回、いろいろ問題起こりましたけれども、樽井の一丁目、七丁目、これも調整地域にさせていただきたいんです。そりゃ差別の何を起こした人らは来るの嫌がってますやろけれども、中には、近いから、また来たがっている人がおるかもわかりませんねん。

だから、その辺を踏まえて、今回示されたこの第二阪和から下の線ですね、これと、前々回で問題になりました樽井の一丁目、七丁目につきましても調整地域にさせていただいて、来る分にはいいというような判断でひとつ検討願いたいんですけれども。

区の意見としてはそういうようなことになってますので、よろしくをお願いします。

会長 ありがとうございます。

今、E委員の方から、会長意見に対する再修正案といいますが、提案がなされました。

こういうことでいいんですかね、第一、第二小学校の統合には賛成であると。結論から言うと、新小学校の校区は、現、第一、第二小学校区の単純な合併ということにするということです。この26号線より海側の部分については、樽井一丁目、七丁目も含めて調整校区にせよということですか。

はい、ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

Q委員 委員のQです。

今、E委員の方からあったんですが、あくまで区の意見ということで区長さんおっしゃったと思うんですけれども、前回出された中の資料に、第二小学校PTAの意見としても出されてたんですけれども、第一小学校も含めてですけれども、その第一小、第二小のPTAの意見だけを見ると、今回出された会長試案に対しては、全面的に支持をするという形での意見が集約をされております。私も、現在、第二小学校のPTAでありますけれども、私自身も、やはり安定的な2学級を確保するためには、現在、会長試案として示されている信達小学校区の一部を再編しなければ、現、第一、第二小だけの統合ということになると、結局は一クラス、1学級のみで、何ら今までと変わらないということにしかならないと思うので、あくまでやっぱり会長試案にのっとっての形が一番望ましいとは思いますが。

ただ、先ほど、E委員がおっしゃったように、前回の審議会で残ったような差別事象が新たに起こるとは、まだ起こっているのかどうかはわかりませんが、次、起こるとなれば、これ泉南市にとってもとんでもない話になりますので、ましてや、校区再編にかかわってそういったものが利用されるというふうになればとんでもない話になりますので、それは絶対に許してはならないというふうに思ってます。

だから、ここは、先ほど、区長さんの方から、調整区という案も出ましたけれども、例えば、事務局である教育委員会の決意がどうであるのかということも含めて議論しないと、じゃあ、今回、こういった審議会を立ち上げて校区再編の議論をしますけれども、差別事象の問題が解決しなければ校区再編ができないという議論に結局はなるのではないかなというふうにも感じておりますので、この審議会の冒頭にもそういった話もしましたけれども、私、やっぱりここでもう一度、教育委員会の決意というのか、事務局になってますけれども、その辺のお話も伺いながら、この第一、第二小の議論をすべきじゃないかなと思うので、一定その辺の話もちょっと聞かせていただきたいなと思います。

会長 事務局。

教育部参与 今、差別事象につきまして委員さんの方から意見が出されました。

教育委員会としては、そのあたりをどのように考えるかという質問だと思うんです。また、校区再編に絡みまして。

この審議会、特に、一回目、二回目のときに、前回の差別事象について議論されました。そして、その中で、差別を許さないという各審議委員さんの共通の認識のもとで今日まで審議が図られてきたというふうに考えております。

そして、また、会長試案を出すに当たっても、会長の方から3点ありまして、特に、その中の2点目に、差別は許さないということを大きく宣言されまして、また、意見集約等につきましても、そういったことが十分配慮されながら、各区の意見やPTAの意見が集約されたというふうに考えております。

差別は許さないということは行政の責任でありますし、起こしてはならないということも同じく責務だというふうに考えております。

そういったこともありまして、昨年度も、また、本年度につきましては、11月に、差別を許さない市民の集いというものを、行政と、それから、泉南市の人権啓発推進協議会等の六つの団体があるんですが、そういったところと共催というんですか、そういった中で、市民的な啓発に向けて、ともにそういったことで共催で開催しまして、差別を許さない取り組みを行っているところです。

しかし、それで完全にそうしたら差別意識等が解消されたかということと、同時に、本年度、市民意識調査等が昨年度されておるんですが、そういったデータを見たときには、やはり潜在的な差別意識というものが十分解消されたかということになりますと、し切れていない部分があるというふうに考えております。

そういった中で、校区のこの問題につきまして、差別事象が生起しないのかということになりますと、行政としては、生起させないための努力というのは最大限しなければならないというふうに考えております。しかし、起こらないということも100%言い切れません。しかし、先ほど言いましたように、気持ちというんですか、行政の責任として、取り組みとしては、やはりそういったこと、差別解消に向けて取り組んでいく責任もあるし、今後とも、粘り強く取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思っております。

会長 Q委員、今、教育委員会事務局から発言がありましたが、いかがですか。

Q委員 決意はわかるんですけども、最終的に、やっぱり起こるかどうかわかれると、100%起こらないとは言いきれないということですね、答弁。

ただ、じゃあ、ほな、この校区再編についても、できるかどうかは100%わからないということに結局はなるわけですよ。と思うんです。だから、これは、私も一委員として、教育委員会とこんなやりとりを何回しても仕方ないんですけども、ほかの例えば委員さんの中から、この問題についてどうやという意見があったら出してほしいんですけども。

私自身は、やっぱりそこを乗り越えてどうするのかという議論をやっぱりしっかりしないと、起こるかもしれないやつを待ちながら、起こったらどうするんやというこの議論になっていく議論を校区再編の中ですべきなのかどうなのかというのが、やっぱりちょっと気になるんです。

私も、一子供を持って、今、小学校に行ってますけれども、保護者として、やっぱり校区が新たに広がる中で、そういった差別事件やそういうものを乗り越えて、豊かなやっぱり子供たちのつながりができてくる環境を、どうやっぱり大人が整えるのかということがこれからの課題やと思っております。

そういう意味で、今回、会長試案で示されている部分というのは、非常にそういう部分を多く含んでいるということも含めて支持をさせてもうてますので、区長さんのおっしゃってる、やっぱり起こったときに地域の住民が受ける心の傷やさまざまな問題というものをやっぱり配慮すれば、そういった意見にもなると思うんですけれども、私も同じ地域に住みながら、ただ、一親として、そういった問題意識に立ったときには、できるだけそういう、乗り越えていくというような問題意識もやっぱりこの議論の中には必要なのかなというふうに感じてますので、そういう意見をちょっと出させてもらいました。

また、ほかにそういった意見があれば聞かせていただきたいなというふうに思ってます。

会長 ありがとうございます。

第一、第二小学校区の小規模是正という、今ここに論点を絞って御意見をいただいておりますけれども、Q委員の方から思いなり意見を提案していただきました。

この点につきまして、第一、第二小の小規模是正のこの線引き、校区再編の問題につきまして、ほか、御意見ございましたら、積極的に出していただきたいんですが、いかがでしょうか。

委員 園長会代表のKです。

この件なんですけれども、まず、審議会で調整区をなくすということが最初の話に出たと思うんです。その方向かなと思っていたんですけれども、西信達の小学校のPTAさんも、三つの柱をもとに進めてくださいというふうに書いていただきました。その中の、今、差別の問題で、両方の意見を聞きながら、すごい私も判断に、どちらの意見も納得できるというか、本当に差別に勝つ、負けないような意識というか、そういうものを育てていかないといけないという気持ちもあるんですけれども、現状を見てみたら、前回起こったような差別事象がまた起きてはいけないということもあります。

一丘小学校のPTAさんの意見の中に、樽井小学校区の再編のことで不自然に感じるというふうに意見が出てました。減少傾向になるとは言っても、平成25年で20学級というのはまだまだ多いんじゃないかと。いろいろな事情がありますけれども、教育現場、学校生活の面から考えて、望ましい環境に近づけるための校区再編ということを考えているということなので、できるだけ、大規模、小規模の差がなくなる方向で検討し直すべきではないかというような意見が出ていたと思うんです。

そのことから考えましたら、E委員が言われましたように、一丁目、七丁目を調整区にするというのも、多少なりとも効果があるのかなというふうに思ったりもしました。

以上です。

会長 ありがとうございます。

C委員 僕も、E委員がおっしゃられた意見、調整区にするか、取り入れるかどうかという判断は、やっぱり慎重に検討した方がいいんじゃないかなというふうに。全体の中で、会長の御意見もお聞きしたいんです。調整区をできるだけなくすということだと思っておりますけれども、ただ、東京都とか、自由選択性とかも含めてありますし、絶対これ調整区なしでいくという考えもどうかというふうには考えております。だから、自由選択性というふうなことを踏まえて、調整区の導入も一定必要なんじゃないかなというふうに考えます。

Q委員のおっしゃることとE委員のおっしゃることは、どちらも心に痛く感じておりますので、なかなかその辺をどういうふうに結論出すかというのは非常に難しいというふうには感じます。

私自身としては、差別というのは、人間が生まれて、存在している限りあると思います。人間としてやっぱり生きていくためには、やっぱり自由なり平等なり、そういう観点ですね、我々内部から、自分自身が憶

していかなきゃならないというふうに考えておりました、その点については、Q委員の意見と同じくするものですが、冒頭で申し上げましたように、現実には差別というのはやっぱりいろいろあるわけで、それは同和差別含めて、民族差別いろいろあるわけで、これは、なかなか人間が存在する限り解消しないということがあります。だから、解消するための努力はしなきゃならない。

そこで、やっぱりE委員おっしゃるように、一定の現実的な判断も必要とされるのではないかというふうに、それは、個々の局面、局面でそういう判断はしていくべきではないかと。一般的な理念だけで突っ込むことというのは、またこれどうかなと。いわゆる混乱も生じてくるだろうということもございます。

やっぱり我々委員も、ほんとに人間の差別をなくすようなことを心から受けとめて議論して、本当の子供たちのための校区再編に仕上げていきたいというふうに心から思います。

以上です。

会長 ありがとうございます。

E委員 これ、無理からその各学年を2学級にするために、無理から、嫌がってるとこまで取り込んで人数合わせしようとしてるようには私には思われな感じです。

せやから、これは、議会の先生方もおられますから、第一、第二小を統合した場合に、例えば、40人以上ないと2学級にできないというような何かあるんですね。せやから、それ、例えば、39人でも2学級にさせていただくとか、その辺の配慮をしていただいたら、その1学年2クラスというのは十分いけると思うんです。

それで、まだまだ無理から、嫌がってるとこをこっちに入れて、ほかの地域であってでも、わざわざここまで、この小学校やというようなことをしたらもめるもですわ、これは。会長、やっぱりもめますよ。その地域の昔からの何が変わってくるとかという意見も出てますからね。

だから、僕、一番折り合えるところかなと思て、今度、試案出された分については、そういう地域にさせていただいたらええのになと思ったんです。

一丁目、七丁目につきましても、樽井の小学校へ行くより、やっぱりこっちの小学校へ来た方が近い人もいますからね、せやから、その辺も配慮していただいて、調整校区にさせていただいたら一番いいんかなとは思ったんですけれども。

Q委員さんの方からああいう意見が出たんで、同じ地域でおりながら統一できてないんかなと、会長の試案なんですけれども、せやけど、第一小、第二小のPTAの役員さんはオール賛成やったという意見、この前聞きました。それは、当然、受け入れる方は賛成やと言うはずなんです。この線引きされた方の意見を果たして聞いたんかて、聞いてないということですね、教育委員会も。これもおかしいんです。

せやから、そういうことをごじゃごじゃ言うてるよりも、調整区でしていただいた方が、もうスムーズに早いこと前へ進んでいくんですよ、会長、この第一、第二小を統合した後の新しい小学校をいかに立派なものにさせていただくかということの方にはよ移りたいんですわ、うちの区としましては。

えらいもう同じようなことばかり言うてますけれども、そういうようなことです。

会長 ありがとうございます。

E委員の方から、再提案というか、会長試案に対する修正意見として、第一、第二小学校の統合には賛成だけれども、線引きについては、現小学校区の単純な統合にしてはどうかと。周辺部、樽井の一丁目、七丁目、そして、会長試案で示しました、現、信達小学校区のうち、26号線より海側の部分については、調整区という取り扱いで取り組んではどうかという、この提案につきましても、E委員あるいはK委員、C委員、

M委員から御意見をいただいたわけではありますが、ほか、いかがでしょうか。

P委員 Pです。

今、お話をお伺いさせていただいている中で、差別事象の方に主眼を置いてというか、議論をされていたと思うんですが、この校区再編については、ちょっと前回の審議会以降、幾つか保護者の方とかにヒアリングを個別にさせていただいたりしてたんなんですが、考え方が非常に分かれております。といいますのも、その調整される線引きが、統合された学校側に入る保護者の方では、近くやから統合された新しい小学校に行きたいと言われる保護者の方と、逆に、今まで市場区のコミュニティの中にずっと入ってたんやから、そのまま信達小学校に行きたいんやおっしゃられる方もおられました。

これは、大苗代区の一丘小学校へのという問題もしかりなんですが、基本的に、やはりその地域コミュニティをとるのか、利便性をとるのか、それぞれの保護者の考え方、地域の住民の考え方というのは全然違うんです。それを、一律に線をびしっと引いてしまっていていいものかどうかというのは、非常に私も判断に迷うところでありまして、審議会始まった当初は、基本的には調整校区をなくそうと、で、きちっと線を引こうというところから始まったんだと思うんですが、実際、保護者レベル、地域レベルの話になると、そういうレベルの話では全くないというところからすれば、E委員のおっしゃられた調整校区というのは、本来の最初の目的からは180度転換するような格好になると思うんですが、私もそちらの方に賛成したいなというふうに思います。

特に、大苗代区につきましては、先ほど、この意見書の方も見せていただいたんですが、やはり信達小学校のコミュニティの中に残していただきたいという意見もあり、また、教育を語る会の中では、近くに一丘小学校があるのに、何で一丘へ行かれへんねやというような意見もありました。

その辺も踏まえて、一定、現状、線を引こうと。本来、きょういただいている資料で、斜線部引いておられるところは、調整校区という形で何とか再考できないものかというふうに思います。

前回、私も意見書で書かせていただいたんですが、大苗代区については、一たん、信達小学校区、もしくは一丘小学校区に指定しては。今はいいですね。

会長 大苗代区の話については。

P委員 それはちょっと後でしたいと思いますけれども、その線引きの部分については、これ、大苗代区に係る部分、市場区に係る部分、樽井区に係る部分ということになってきますので、その辺も踏まえて調整校区の議論というのはされた方がいいんじゃないかなと思います。意見です。

会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

E委員 ちょっといただいた資料のことで、これ、トンネルのどこまでこっち行ってるんですけども、第二阪和のね、トンネルの手前まで行ってると思うんですわ。そうじゃなくて、この信達樽井線、市役所の前の線で、要望としましたら、ずっと真っすぐ、樽井一丁目、七丁目を調整区域にしてほしいんです。

会長 この左の下の、ちょっとしっぽみたいに出ているところですね。このトンネルの海側のところですね。

E委員 これはもう関係なしで、この市役所の前の通りありますね、この通りから下まで、ずっと一丁目、七丁目ということで、

会長 そしたら、四角に切れということですよ。26号線と、上から下へおりてきている市役所前の信達樽井線とで調整校区として挟めということで、はい、わかりました。

E委員からの、調整区としてはどうかというのは、その線引きだということですか。

はい、わかりました。

Q委員 きょうの会を受けて、次がどうなっていくのかというのはまだわかりませんが、私自身、E委員が提案しているその調整区に対して、別に反対しているということではないんです。ただ、自分の思いとして、やはりそういったものにやっぱり挑戦しないと、何も始まらないんじゃないかなと思ったんで、私なりの意見として出させてもうて、それをやっぱり皆さん方の心の中にとめていただきたいなという思いでしゃべらせてもらってます。

ただ、例えば、今、E委員が出してるような調整区となった場合に、その調整区の定義みたいなやつがありますね。例えば、もうそのエリアだけがどこの校区にも所属しないのかどうなのかという、そういう定義みたいなやつはどうなんですかね。その辺、事務局じゃないとわからないと思うんですけども。

会長 調整区というのはどういうものか。事務局の方からちょっと説明をお願いします。

教育部参与 一番わかりやすい例を申します。

今、浜区につきまして調整区ということになっております。浜区につきましては、教育委員会は、児童生徒の就学する学校を指定しなければならないと法に定められております。よって、浜区につきましては、雄信小学校を指定校区としております。しかし、調整区としまして、新1年生のときに指定校変更願いを出していただきまして、希望する者が樽井小学校に行っているという形となっております。

Q委員 ということは、今、浜区については、雄信小学校区であるという上で、例えば、申請によれば樽井小学校にも行けるということですよ、まあそういうことですよ。

先ほどの、Q委員の調整区という話の中で、例えば、そういった議論に乗っていくという前提で、例えば、調整区ということで、現在、会長試案で示されている第二阪和国道より浜側の、今現在、信達小学校区になっている部分と、E委員おっしゃってるのは、その樽井の一丁目の部分と七丁目の部分もやはりすべきやということですけども、そこも含めてするのであれば、新たに統合された小学校区という校区の上に立って調整をというふうに、やはりすべきじゃないかなと、そういうふうにするのであればという、ちょっと私なりの考えを出させてもらいます。

会長 今、調整区のことについての意見についてQ委員の方からございましたが、調整区という場合にも、全く自由というか中立ではなくて、どこかの校区になっていると。どこかの校区になっているんだけど、選択できるというか、そこに行かないという申請を1年時にすれば、越境ではなくて、正式な通学対象校として認定されるということだと思います。

私もちょっと聞きたいんですが、小学校1年生のときに選択をすると、また中学校1年で選択があるんですか。

というのは、例えば、この26号線のピンクの斜線の部分は、今、信達小学校区だということは、中学校は信達の中学校に行くんですよ、概ね。もし、統合された学校の方に小学校1年で選択をすると、中学校でまた選択になるんですか。このあたりは。

教育部参与 泉南市教育委員会の基本的な考え方なんですが、現在、中学校は、小学校区によって中学校区を定めております。基本的には、同じ小学校出身のものが分かれて進学するのではなく、一緒になって中学校へ行って、集団生活をつくっていくんだというのが基本的な考え方でありまして。

よって、もしそのような選択をされた場合、例えば、わかりやすく言うために、今現在、信達小学校区であります斜線の部分ですね、その児童が、もし統合された小学校を選択した場合は、必然的に中学校につき

ましては泉南中学校となります。

会長 ありがとうございました。

P委員 すいません、ちょっと今の参与の答弁に対して質問なんですけれども。

ということは、小学校区を選択した時点でとなりますと、これは、特認校実施している東小学校については、そのまま信達中学校に上がれるという認識でもいいんですか。

教育部参与 今、私申しましたのは、調整区についての考え方なんです。特認校につきましては、調整区の考え方とちょっと違うんです。調整区につきましては、御存じのように、必然的に選択できる学校に、安全・安心の面から考えたときに、距離が近いということが必然的に備わっております。

特認校の場合は市内全域が対象でありますので、現在では、その小学校の、例えば、東小学校であれば信達中学校なんですけど、信達中学校ということではなしに、市内全域から来ておりますので、従前より指定された中学校区というふうに特認校ではなっております。

E委員 先ほど、Q委員の方からさらっと言われましたけれども、第二阪和から下の信達小学校のこの会長試案の線引きと、樽井一丁目、七丁目を統合された新しい学校の校区として何したらどうかという意見ですわね。先ほど、僕、たしかそう聞いたんですけれども。

それは、一応、私も考えたんです。それするんやったら、別に、調整区域にする必要ないんです。もうそのまま統合された新しい学校の校区にしたらいいんです、それやったら。ただ、それは、恐らくまた問題も起こりますし、そりゃ起こってもいいんですよ。できれば、起こらんといきたいから、今の樽井一丁目、七丁目は樽井小学校区、この下、二国から下ね、これは信達校区いう現状で調整区域にしてもうたらどうかと、私はそう思うんです。

だから、僕も一応考えたんです、Q委員さん言うように。それしたら、結局もう調整地域にせんと、ここからここまで統合された新しい学校という決めんのと一緒にんで、僕はそう思たんで、そういう意見出させてもうたんです。

会長 本来、会長は議事進行役なんで、あんまり意見を言ったらあれなんですけど、しかし、一応、議論のたたき台は私が出してるということで、少し意見を言わせていただきたいんですが。

私は、会長試案として示したのがベストだというつもりで提案をしています。きょう、E委員初め、調整区という話が出てきて、幾つかやっぱりE委員の案には疑義があるんですね、意見があるんです。

一つは、K委員が確認をしていただきましたように、この審議会には、幾つか前提なり、あるいは目指す視点というのがありまして、調整校区というのは極力避けようよと、あるいは現あるところも解消の方向で向こうじゃないかという、調整校区を原則認めないということなんです。これは、調整校区そのものについての、あやふやだという点だけではなくて、やっぱり児童生徒は地域の中で育つと、向かいの子はこっこの小学校へ行って、こっこの子はあっちの小学校へ行っているというふうなことが、あるいは学校と地域連携というようなことが、学校評議会、学校協議会を含めている今日つくられている中で、果たして調整校区というようなことが教育上いかなものか、これが1点なんです。

そういう意味では、調整校区をかなり拡大して設定しようというE委員の意見について、少し私としてはひっかかるものがあります。

二つ目は、あくまでも今回の校区再編の一番ベースになったのは、児童生徒の推移が、小規模是正、大規模解消ということにマッチするのかどうかということだったと思うんです。児童の最善の利益を図るということも含めまして、大規模校ではぎゅうぎゅう詰めで、教育上、大変な損失を大規模校児童生徒はこうむっ

ている。小規模校でも、手厚い教育が行われるかわりに、学級集団づくり含めて課題がやっぱり浮き彫りになってきている。これを解消しようということなんですが、第一、第二小学校の単純統合だけでは、恐らく、クリアというか、すれすれになると思うんです。あるいは2学級確保というのははっきりとは見通せない。何のための再編をしたんだということになると思うんです。そうすると、調整区というようなこのふわっとした形で、そのあたりの、今後の児童推計上の小規模是正というものがはっきり見通せるのかどうか、このあたりが二つ目に気になるところであります。

三つ目は、一番気になりますのは、これはもうQ委員もE委員も、同じ心配を違った形で表現されていると思うんですけれども、つまり、校区をめぐっては、部落差別という問題が実は深くかかわって、とりわけ、周辺地区住民の意識での忌避意識といいますか、そういうのが事実としてあるじゃないかと。それが、過去の審議会では表面化した事象になったりしましたけれども、正直、そういうところが校区に編入されたくないという周辺住民の意識として率直に存在しているのではないかと。それをE委員の言葉を借りましたら、嫌がっているのを無理やりくっつけると、ハレーションを起こすというか、再び差別事象が起こってくる。

あるいはQ委員で言いますと、そうすると、部落差別という問題がなくなる限り、校区は未来永劫というか、差別がある限りは一步も拡大しないじゃないかという、この議論になってくるんですね。だとしたら、むしろ周辺の子供たち、PTA活動をともにする中で、差別の問題の解消に向けた営みというのも大事なのではないかという、こういうあたりの意見が出てきているわけでありまして、私としても、統合、調整区にするのに、差別事象がきつと起こるからというのですね、余りにも審議会として、これを調整校区にするというところの理屈が成り立たないんですね。機械的に、私は、調整校区は絶対反対だとか、会長試案を一步も譲らないということではないんですけれども、だから、まず、最低、児童推計上、調整校区議論でクリアできるのかどうかということが一つと、差別を解消するという観点から、今回の統合問題で取り組んでいくとすれば、第一段階は調整区にはなるかもしれないけれども、差別を解消していく、もっと言えば、調整区域の保護者の方や児童の人たちが、ああ、なるほど、近い新しい学校に行こうじゃないかというように、Q委員が言われるような、校区と周辺が自然に一体になっていけるような営みをするためには、どういう、つまり取り組みを、新しい統合された学校の教育実践といいますか、教育支援といいますか、そういうことがやっぱり必要ではないか。

それを、また、E委員は別な形でおっしゃったと思うんですね。立派な学校にしてくれというのはそういうことだと思うんですけれども。

ですから、調整区をなくすという原則を少し外してまで調整区を設定するには、最低、児童の推計以上の担保が要る。

もう一つは、差別をなくすという観点で、第一、第二小学校区の統合問題をどう推進していくのかという方針が要る。私は、少なくともこの二つがある程度はつきりしないと、E委員の思いというか、立場もわかるわけですが、審議会としては、そのやっぱり二つの理屈がどうしてもなければ、あえて会長試案ではなく、狭い校区にするということが少し納得いかないですね。

恐らく、調整区にするという場合の、調整区の校区はどこにするかということ、現校区になると思いますね。樽井一丁目、七丁目は樽井小学校区で、26号線の海沿いは、これは、Q委員、やっぱり信達小学校ということでないと、これをいじるという議論は、さっき言われたように同じ議論になってくると思うんです。ですから、もう一回振り出しになりますので、調整校区の議論の前提は、現小学校区の樽井小学校区と信達小学校区の周辺一部を新小学校の調整校区にして、通える児童生徒の範囲を実質拡大するということになる

思うんです。

きょう、最終審議会案をまとめるということではありませんけれども、少し事務局の方で、児童推計上、クリアできるのかどうかという問題と、この統合ということと差別解消というを、どう一体的に説明がつくのか、そのあたりは、少し私も入らせてもらって、審議会案の中身として、次回までに少しまとめたいと思うんですが。

副会長 ちょっと事務局に教えていただきたいんだけど、普通、指定校が原則だと、指定というのが、例外的に調整ということがあり得ると。その基準ですよね、判断基準、これはどう考えてるんですか、調整区にするかどうかの判断基準。

一般的には、通学路の距離とか安全性とか言うけれども、それは一般的な話ですよ、何か具体的なものはありますか。

教育部参与 先ほどから申しておりますように、また、今、副会長からも申されましたように、やはり安全・安心という観点。もちろん、それに伴って、必然的に、先ほど、私申しましたように、やはり調整区からの距離が近いということが前提になってくると考えております。

副会長 抽象的になりますけれども、前の、一番初めのころに、やっぱり人権尊重まちづくりという視点が、全体の地域コミュニティ、同時に、その中に、中学校区を核として、小学校区を越えた教育コミュニティというのをどうつくるのかと。これをやはりきちっと位置づけた上で、同時に、その視点から、現在の過大・過少というものが子供の最善のこの教育の利益から著しい障害があるから、これを解消しなくちゃいけないと。そのための基準としては、一応、法的にも基準があるじゃないかと。これを科学的なデータに基づいて適正にやりましょうと、こういう出発点ですよ。

その際に、人権尊重、それから、差別を許さない教育コミュニティをつくり出すということを理念とするけれども、現実に差別事象が起きたと。二度とこういうことをさせてはならないと。そのためには、どういう具体的な特段の行政的措置、配慮、これが必要なのかと。ここをはっきり出さなければ、一般的、抽象的な話ではだめですよ。これを一方の柱として、きちっと教育コミュニティをつくる、こういう再編をするためにも、具体的な柱として出してほしい。これは非常にわかりやすいし、流れからいってもそうだと。そこの関連で調整区の問題も考えましょうと。こういう、大体、私は、もっと細かいことはちょっと、これぐらいの話なんですけれども、そこの視点をここでも議論をすべきだというように思います。

E委員 区としましては、会長、もうこれ5年も6年も前から、第一小と第二小を一緒にしてくれということで話してたんです。いつの間にか、校区のこれまで出てきまして、せやから、統合イコール線引きし直しになってるから、前々から言うてるんですが、こんなことできることないことを、そりゃ会長に失礼かもわかりませんねんけども、樽井の件でもああいう問題になりましたけれども、今度はまたこれ、こんなことしてね、できたら、もう調整地域はできるだけつくりたくないと言うんやったら、もう第一小、第二小の統合だけでいいんです、簡単に言わせてもうたら。こんなごじゃごじゃごじゃごじゃと、その差別問題起こったらどやからというのはですよ、これは、また、その学校を統合すること、校区の線引きし直すことによって起こったらどうするんや、これは、この中でするより、ほかでした方がいいと思うんです。

せやから、もうあんまり調整地域つくりたくないと言うんやったら、もう第一小、第二小の統合だけで済ましてほしいんですよ、うちの地域としたら。せやけど、一応、人数的な数合わせをしたがりますから、せやから、数合わせしようと思たら、そりゃ先の統計いろいろ出してますけれども、そんなんわかりませんやんか、先どないなるか。第一、第二小の人数が減っていくとか、必ず1学年2クラスでけへんとか、そういう

ことじゃなしに、ふえるかもわかりませんやん。

せやから、こういうところをつくりたくないやったら、別につくってもらわんでもいいんですよ。第一、第二小の統合だけでこの審議会進めてもろてもいいんですよ。

会長 E委員の思いというか、差別が現にあるという中での思いはわかりますけれども、審議会としては、そうすると、信達小学校の過大が解消できないという問題が起こってまいりますし、統合だけでは小規模是正ということにもならないので、統合そのものができなくなってくるという話にまたなってくるんじゃないかと思います。

大苗代の方の議論にも移りたいと思いますので、一応、この調整区という案がE委員から一つの案として出されて、線引きは、もうわかりやすい縦横で切ったらどうかということでありましたが、そのことを、つまり、調整区はなくそうという議論の出発点を、あえて一線越えるためには、一つは、それで、児童推計上、小規模是正が確かな見通しを持てるのかどうかということが一つであります。

二つ目は、差別を解消するという、新しい小学校のあり方が、差別を解消するというものとしてどう位置づけられていくのか、どう対応されていくのか、ここが同時に明確に示されなければいけない。そういう意味では、校区そのものを拡大するというのも、周辺との交流一体の中での差別の解消として、それはそれで意義があることかもしれませんが、無理やり機械的に今するということについては、地元からも、かえってしんどい話になるという意見がありましたので、差別事象を回避するというような消極的な理由ではなくて、差別をなくしていくという方向で、新小学校のあり方は、一体、どう教育行政として考えられていくのか、このあたりのことを、少し、次回までに整理をして、会長案に対する再修正案と。思いの極端のところは、最後に、E委員がおっしゃったようなところであります。その思いを、Q委員からの思いも含めて受けとめながら、少し再修正案の線の引き直しということで考えさせていただきたいと思います。

先ほど、P委員から少しありましたが、この大苗代区ですね、これは、一丘小学校区への統合ということで、信達小学校の過密分離といいますか、過大解消として、信達大苗代区を一丘小学校区に編入すると。一部ですけれども、国道26号線のうち、西信達小学校の山側の部分を、少しへっこんだ形ですが、新たに一丘小学校区に編入をするということ。二つ目の校区再編の大きな議論の点につきまして、次に、委員の皆さんから御意見をお伺いしたいと思います。

P委員、もう一度、先ほど、途中で切ってしまいましたので。

P委員 すいません。大苗代区につきましては、ちょっと、先ほど、きょういただいた資料で、大苗代区としては基本的に反対であるというふうな意見書が出てたと思うんですけども。

基本的に、その大苗代区について一丘小学校区にかえる、もしくは信達小学校区に置いたままで調整校区にするとか、そういった考え方、結構柔軟な考え方が必要なんじゃないかなと。

言いますのも、この大苗代区自体に、その大苗代区という一つのコミュニティの中に入られている家庭と、そうではない家庭があると。基本的に、私が聞いた範囲なんですが、やはり大苗代区のコミュニティの中に入られている保護者さんのお話を聞かせていただくと、やはりその区なりの、市場区、それから、牧野区というのは、一つの、また、それぞれ別のコミュニティではあるんですが、それがまた一つの信達という大きなコミュニティになってくると。大苗代だけ切られるのはどうやねんという意見が、やはりそのコミュニティの中におられる方のお話からすれば、そういう意見がありました。

逆に、そういうコミュニティに属されてない御家庭の方のお話を聞いていると、やはり子供の安全・安心を考えたときに、近い小学校、中学校に通える方がいいのではないかと。なぜいけないんだというふうな御

意見もありました。

結局、その家庭、家庭によって、コミュニティを大事にするのか、逆に、近い、利便性をとるのか、その辺、非常に価値観が多様化してるんじゃないかなというふうに思うんです。特に、大苗代区については、旧村部と呼ばれる昔からある集落と、また、新しくできている集落とばかっと割れておりますので、その辺の住民の方の意見も違って来るんじゃないかなというふうに思います。

私自身、前回の審議会の方で意見書を書かせていただきましたが、とりあえず、調整区にできないものかというところで、もちろん、子供会の問題とか祭りの問題とかいろいろそういう、特にコミュニティにかかわる部分で大きな問題は出てくると思うんですが、一たん、信達小学校区に据え置いたまま、一丘小学校区への調整校区とするのか、一たん、一丘小学校区にして、信達小学校区との調整校区にするのかというところを、一定、柔軟性を持たせた方が、それぞれの御家庭の意向に配慮できるんじゃないかなと。これは、どちらかに決めると、必ずどちらかから反対の意見が出てきて、それを機械的にすぱっと切っていいものかどうか。子供の安全・安心の部分も大事ですし、地域のコミュニティというのも非常に大事だと思いますので、そのコミュニティを切られてしまう、さっきの話でもそうですけれども、地域の一部を切り取られてしまうというのは、その切り取られた地域の人たちの痛みというのは、ずっとそこに住んでいくわけですから、要するに、もうつまはじきにされてしまうような状況に、もちろん、新しい学校のコミュニティに入ればいいんじゃないかというふうな意見もあろうとは思いますが、その地域というかわりの中で考えていくと、やはりこちら調整校区という形で考えるべきではないのかと。

その上で、先ほどの話もそうですが、一定、数年間、その辺の児童の動きというのを数字として把握して決めべきじゃないかなと。教育委員会としては、多分、すぐに決めたいというふうな意向があるんじゃないかなとは思いますが、その辺の保護者のニーズとか、地域の流れとかということも見た上で、線引きについては一定考える、先送りになると言われればそれまでなんですが、調整校区についてはそういう考え方もありんじゃないかなというふうに思います。

会長 ありがとうございます。

ほか、信達小学校区の過密分離につきまして、特に焦点になっております、関係機関から意見が上がってきたのは、そのうちの、ここでは、信達、大苗代区の意見について焦点化しておりますが、この点について、御意見、いかがでしょうか。

C委員 ちょっとまた先程の問題で発言したいことがあったんですが、また後で話させていただきます。

ちょっと関連で申し上げますと、会長なり教育委員会、会長のお立場とか教育委員会の考え方というのは、基本的に教育コミュニティづくりということだと思っておりますけれども、子供の立場に立った。

ただ、やっぱり樽井校区の問題でも発生しました地域コミュニティという問題ありますよね。だから、要因は教育コミュニティあるいは地域コミュニティ、それから、差別の解消と。この辺の問題がなかなかうまく整理されない。E委員おっしゃられたように、ほかでやってくれという問題あると思うんです。僕がいつも懸念するのは、差別の問題が発生したら教育委員会が批判されるという構造があると思うんですけれども、そうじゃなくて、泉南市、地域全体の社会意識の問題だと思っております。それが差別一般、さっき申しましたように、男女差別とか女性差別とかいろいろありますよね。その差別というのは、僕は、自己再生で対処されていくと思うんです。それを解消するのは根源的な自己努力だと思っております。それに関係している中に、いろいろな人間関係における自己努力だと思っておりますので、放置すれば差別なんて幾らでも出てくると思うんです。これは、同和差別にかかわらず、一般があって。

だから、そういう意味では、これを、例えば、この審議会がすべてやったら解消するとか、教育委員会が動けば解消するとか、そういうことじゃなくて、だから、逆に言えば、ここは、審議会は審議会の限界があると思うんです。教育委員会は教育委員会の限界があると思うんです。それを踏まえて、だから、E委員がおっしゃったように、そこはほかのところでやってくれというのはそういう問題だと思うんです。

だから、根源的になかなか解決できない問題を、ここで、教育コミュニティーということで、その理念系ですべてを判断すると、やっぱり問題がある。解消されないものが残って、また悶着が起こるということになると思います。

それを踏まえて、やっぱりこういうコミュニティーづくり、あるいはP委員言われたような地域コミュニティーづくり、そういういろいろな要素があって、それもやっぱり検討された上で、基本は、こういう教育コミュニティー、子供たちを中心としたコミュニティーづくりですけれども、そこにさまざまなファクターが地域コミュニティー、樽井で問題になった地域コミュニティーの問題、あるいは差別事象解消の問題、それを、どこまで、どういう範囲で入れていくのかという、やっぱり制限を踏まえて、限界を持って我々判断しなきゃ、もうこの教育コミュニティーの理念系でこれ全部やるんだということはある得ないことだということをやったり認識して審議したいと思うんです。

そういう意味で、大苗代の区長に僕も話させてもらったこともあるんですけども、やっぱり地域コミュニティーの問題というのは尊重しなきゃならない問題であるとも思います。

だから、そういう意味で、P委員がおっしゃることには私も同意させていただきたいというふうに考えております。

ただ、一つだけ、今後の問題ですけれども、大規模校の解消がなかなか進まず、当面なされないじゃないかというような話は、ちょうど先ほども意見としてあらわれてきましたけれども、やっぱりその辺は、だから、できなければ、教育委員会なり、この件に関しては、調整、現状の校区の枠組みで、子供たちの立場に立った教育課程をどう進めていくのか、教育改革をどう進めていくのかということは、やっぱり我々は聞きたいなと。何かそれが抜け落ちて、難しい問題だと思いますよ。再編、再編だけで、調整、調整だけではいけないというふうなことはちょっと指摘しておきたいと思います。

以上です。

会長 ありがとうございます。

ほか、この大苗代から出ております修正意見、反対意見、関連いたしまして、いかがでしょうか。

M委員 すいません、学校現場からですけれども、やっぱりずっと今までも議論されてきていると思うんですけれども、やっぱりこの問題、大規模校の改善策、小規模校の改善策がいかなるべきかということで、子供の視点に立ってどうかということできっと議論されてきたと思うんです。だから、差別の解消につきましても、お互いに知り合うと、子供たちは小さいころから一緒であって、そうした意識というのはほとんど起こらないわけです。それを植えつけるのが大人であって、子供たちは、そういう意識の全くない中でお互いが知り合って、一緒にやっていけるということで、そういった子供たちを中心にした、学校を中心にした教育コミュニティーのあり方、そんな中で、親同士、地域同士が知り合っていくというふうなことも今まで論議されてきたかと思うんです。

だから、原点のところにもう一度立ち返って、そういったことでの一丘小、信達小、大苗代区の問題も考えていただけたらなと、こう思いますけれども。

会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

E委員 また先生の反対の意見になるんですけども、樽井とか市場、大苗代ですか、これを取り込むことによって、その親同士のコミュニティがいろいろできると言いますが、今現在あるわけなんです。それが、これ取り組むことによって、逆なことが起こったときに僕は心配してるわけなんです。今現在あるわけなんです。樽井一丁目、七丁目、樽井の地域の人ともいろいろな親密な何もありますし、信達のその人らあるわけですよ。それがマイナスの方に、今までずっと続いてきたそういうコミュニティみたいなもんが、これに無理やり取り組むことによって問題が起こった場合のことを僕は心配しているわけです。

せやから、今、第二小の場合やったら、恐らく、もう7割ぐらい他の地域の人ですわね。せやから、そういう人らは、そこまでいっつもわからんわけです。せやから、その辺を、ただ、第二小のPTAの方が全部賛同してくれたと、今、先生言うてはりましたけれども、それは全然わかってへんから、僕にはっきり言わせたら。区として見た場合に、やっぱり今までずっと綿々として続いてきたそういういろいろなつながりがあるわけです。

せやから、そういうことの、今までずっと続いてきたことの中で、いろいろなことが起こってきたときのことを僕は心配しているわけです。それを、今、それをすることによって、今からつくっていくという考え方なのか、今まであるやつを、またいろいろな問題起こして、気まずい思いにさせてしまうのかいう、その辺の違いですわ、会長、すんません。

会長 ありがとうございます。

御意見いかがでしょうか。

余り私が言うのもあれなんですけど、一応、たたき台が会長試案ということですのであれなんですけど、この第一、第二の統合と新小学校の校区拡大の問題、つまり、先ほど議論した、第一のテーマと、私は、その信達小学校の過密分離といいますか、この大苗代区の議論はちょっと性格が違うところがあるんじゃないだろうかと思うんです。

一つは、御意見あったら出していただけたらありがたいんですが、この地図を頭に描きますと、大苗代区から信達の小・中は余りにも遠いんですね。どう考えても一丘なんですね。この地図のもう入ってないところ、中学校と言うたらもっと遠くなるんですね。まあ言うたら、鳴滝、樽井小学校区の端から端まで歩くよりもまだ遠いんですね。これで、果たして児童の安全とか教育上の、地域と学校が一体となつてというように、果たして本当にいいんだろうかという、ここは率直に感じます。極端に遠いじゃないかという。

それと、もう一つは、〔傍聴者の声あり〕傍聴者、発言やめなさい。どなたですか。発言するなら退室してください。発言は認められません。傍聴者は、傍聴の際の条件を守ってください。

P委員 確かに、大苗代区から岡中のずっと端っこ、関空山の手台の部分まで行くと、市内をほぼ3分の2ぐらい縦断するような格好になるんです。確かに、信達小学校には遠いです。中学校にも、この地域の子供たちは自転車通学をしている状態であるというところからすれば、確かに、一丘小学校、中学校区の方が、利便性で考えると、近いのは、もうこれは紛れもない事実でありまして、すぐ近くに学校を見ながら遠い学校に通うと。これは、泉南中学校の横の信達小学校区についてもそうなんですけど、実際、その学校の配置が悪いと言えばそれまでなんですけれども、大苗代、それから、その隣の市場、牧野というのは、基本的に一体化された地域でもあると。それぞれ別の集落ではあるんですけど、信達という一つのくくり、コミュニティであったりするわけなんです。だから、それは、秋祭りであったり、子供会であったり、いろいろな分野において、ずっと歴史的経緯としてずっとつながってきたというところがあると。

今回、意見集約用紙、牧野区の方も市場区の区長さんも、大苗代区の区長さんも書いていただいているんですけども、基本的には、一つの小さなコミュニティを崩されるのも嫌だけれども、大きなコミュニティも崩されたくないというところだと思うんです。その辺については、一丘中学校が近いからといって、そこだけ切られるのはどうかと。これは、大苗代区の一部が切られて、統合される小学校区に行くとかいうレベルと同じく、牧野、市場、大苗代、で、大苗代だけ切れちゃうというところに非常に皆さん抵抗を持っておられるんだと思います。

先ほど申し上げましたけれども、逆に、そういうコミュニティに入られてない方、御家族、子供さんというのはやはり近い方がいい。その辺、非常に全然違う価値観の中で話が動いていると。ただ、こういうところで意見を出せるのは、地域であったり学校であったりするところからすれば、確かに地域の意見が強くなるのは当然なんですけれども、ただ、やはりそういうコミュニティを分断されたくないという切実な思い。この統合される新しい小学校区のピンク色の斜線部についてもそうだと思うんですが、確かに、統合される新しい小学校に近いんだけど、でも、自分たちは市場区の中で、今、第二阪和ができてから、分断されてると言いますが、かつては、私の子供のころなんかは第二阪和はなかったわけで、それが一つの地域だったわけです。

だから、その辺の歴史的経緯も踏まえた上で議論をされた方がいいんじゃないかなというふうに思います。意見です。

会長 ありがとうございます。

ほか、この点、いかがでしょうか。

これ、P委員、そうしますと、市場区も一丘小学校区の調整校区にせえということですか。

P委員 いや、そうではなくて、基本的に、私個人的な意見を申しますと、大苗代区については、一たん、信達小学校区に据え置いたままで、一丘小学校区との調整にするべきであると。これも、大規模解消という観点からすれば相反するものだと思いますし、この大苗代区が分断されることによって、多分、100名近い子供さんが一丘に移る格好になりますので、その辺を考えると、確かに理にかなっているのはかなっているんですが、ただ、その審議会、法律も含めて、その部分でドラスティックに切ってしまうのか、それとも、そういった地域コミュニティに配慮して線引きをするのかというところで考えた方がいいんじゃないかなというふうに思います。

ただ、そのお隣の市場区ですね、その水色の斜線部の隣の地域についても、確かに、小学校はそんなに変わらないと思うんですが、中学校は明らかに一丘中学校の方が近いのは確かです。

ただ、その辺も踏まえて、一つのコミュニティとして考えていくべきではないかなというふうに思っております。

会長 いや、私がちょっと尋ねたのは、先ほどの、統合される小学校の話の、ピンクの中にも市場区ありますよね。そうすると、ここも市場区に分断になるから反対だという、もとの統合される小学校の議論をもう一回しようということになるわけですか。

市場区は分断されてもいいんですか。

P委員 いや、市場区も分断には反対をされているわけで、基本的には、先ほど議論あったように、一たん、信達小学校区に据え置いたままで統合される新しい小学校への調整という形の方が、どうしても線引きをしなきゃいけないというのであれば、そういう形の方が望ましいんじゃないかと。

ただ、その市場区に含まれる、その斜線部、第二阪和から海側の部分の一部住民の方は、統合される新し

い小学校に通いたいと言われている保護者さんもおられましたので、その辺の配慮、先ほどの議論に戻りませうけれども、コミュニティをとるのか、利便性をとるのか、それぞれ価値観が違う、もう相反するものがずっとあるというところを考えると、両者をとったら調整区じゃないかなというふうに思っています。

会長 今、大苗代の取り扱いで御意見いただいております。

P委員 ちょっと教育委員会の方に質問なんですけれども。

大苗代区の方で説明会を開かれたというふうにお見受けするんですが、そのときの、ちょっと意見としては集約の方で出ているんですが、その12月8日に説明会を開かれたときの状況等をちょっとお教えいただければと思うんですが。

教育部参与 当日、私と部長の方で説明会に参加させていただきました。

参加者は、ここに約60名と書いていますが、多分それぐらいの数だったと思います。

主に、会長試案につきまして、児童推計、それから、会長試案の中身の説明等をさせていただきました。その後、我々はもう説明だけかなと思ってたんですけども、少し質問という形になりまして、その質問と意見とが重なっていたように思うんですけども。

やはり基本的に申しまして、ここに書かれているような意見が多かったです。やはり地域のコミュニティですね、特に、今言われてましたように、旧信達町の結びつきが、信達大苗代や信達市場や信達牧野の方としてあると。そことの分断というのは、やはり困るというか、反対だという意見が多かったように思います。

副会長 P委員のお話をいろいろ聞きながら考えてたんですけども、地域コミュニティの重要性と、これはよくわかると。一方、それに対する概念として、利便性ということはずっと言われたと。これに、私は、さっきから聞いてて物すごい違和感を感じたんです。もちろん利便性は重要だと思いますけれども、むしろ、この校区再編は何のためにやっているのかと。もう一回原点に戻ったときに、子供の最善の教育環境で、最善の教育を受ける権利を実現するためには、過大校あるいはまた過少校、これをきちっと是正して、最善の環境のもとで教育を受ける権利を実現しようと、こういうことを、今、校区再編という形でやっている。これが原則なんですよね。利便性でやるとるわけじゃないんですよ。

だから、そことの関連で、そしたら、この審議会は具体策まで出さないかんから、こういう線引きの話になっとるけれども、そもそも、ぎりぎりのところでどういう線引きが、今言った理念を具体的に実現できるかと。ここは絶対に忘れたらいかんと。しかし、この問題をやるためには、地域コミュニティの昔からの伝統的なものを踏まえて、コミュニティーを崩すわけにはいかんと、こういう価値観はもちろんあると思う。それから、差別を絶対になくさないかん、人権尊重のまちづくりをせないかん、この価値観もある。これをどの辺で調整するかと、我々の審議事項との関係で。この審議会のできる部分と、もっと行政全体の問題も絡んでいると。ぎりぎりのところで、我々審議会として何が提案できるかと、こういうことですね、要するに、やることは。

私は、今言ったような、この審議会の基本的なスタンスというのがどっかへ消えちゃうと、何でそうなるのかわかれへんわけですね、これ、もう随分長いこと頑張ってるわけですけども。そこにやっぱり常に返った上で、ぎりぎりの調整としてどうするかというふうに立て方をさせていただきたいなと、私はそうずっと思っているんで、そこのとこ、ちょっと利便性というか、どうしても、私、さっきからの話を聞いてると、ちょっと違和感がある。

C委員 会長、次の最終案をいつごろお出しになられるのか。我々は、今、私も申し上げたように、副会長もおっしゃられたように、いろいろな要素の中で困難な作業を進めてます。最終、一番しんどいのは会長、

副会長だと思います。

ある程度、議論を踏まえた上で最終案をつくっていただいたら結構だと思うんですけども、その手順の手順をちょっとお示しいただけますか。

会長 スケジュールの、ゴールがいつかということがあらかじめ決まっているわけではありませんので、会長の試案を出させてもらいまして、各団体から意見を聞いて、審議会で議論をしてきていると。つまり、大体、この二つが大きな相違点になってきているということで、きょう、御議論をいただいて、1月にでも、次の審議会で審議案のものに高めていきたいなど。もちろん、市民からの意見をいただくという取り組みが設定、当然出てくるわけでありますから、審議会案が、即もうここでさえ決めたら決定だというわけにはいきませんので、市民から声をいただく取り組みが要るだろうと。それを踏まえて、最終審議会としての答申を取りまとめていく。

さあ、それがどれぐらいの時期になるか、これは、ですから、審議会案が次回がずっとまとめればこうなると、あと2回かかるということではこうなるということ、多少、時期については、あらかじめゴールがあつてのわけではありませんのであれですが、手続としては、審議会案づくり、市民からの意見を求める、それを踏まえて、審議会で、再度、審議会案についての修正なり議論をする。で、最終意見を取りまとめて答申すると。段取りはこうです。スケジュールはちょっと。とりあえず、しかし、1月ぐらいには、また議会が入ってきたりいたしますので、1月ぐらいには、もう論点も絞られてきていることですので、次の審議会を開催はしたいと思ってます。あと、最後のところで、少しそれについては触れたいと思っておったんですが、以上です。

これ、もう一回、P委員にちょっとお尋ねしたいんですが。

私、斜線の図を見ていただいたらあれなんですが、私がいろいろ学校を訪問させてもらったり、あるいはPTA初め御意見を聞かせていただいたときに、とりわけ、樽井小学校のときの、大変たくさん集まっていたときに、地域コミュニティという話が随分出てまいりまして、樽井はもともと一つなんだということで、前の審議会の案では、樽井を分割するような形にたしかになっていたと思います。

いろいろ意見をいただいて、区というのは歴史と伝統があつて、こうなっているんだ。つまり、住民のコミュニティの基礎単位なんだという話を、かなり私としては受けとめたんです。

そういう意味では、この会長試案を示すときも、見ていただくとわかりますが、妙に細い線で区切っているんですが、右斜め下といいですか、本来でしたら、この池のところの左端へずっとおりてくる道の方が太いんですけども、そこは、実は区の境界ではなくて、大苗代の境界は、そのピンクの斜線のところから右下にきて、池の左3分の1ぐらいのところへ落ちる右下のこの線なんですね。あえてここで設定させてもらったというのは、つまりは、区の境界線なんですね。

そういう意味では、区ということの固まりを地域コミュニティとして一定尊重するということは、先ほど、副会長が言われた、基本理念とも極端に抵触しない限りは大事に守って、どこへでも線引っ張っていいんやということではなくて、大きな幹線道路か、あるいは区の境界線か、さらには、現行の校区の線引き、このいずれかを一つ目安にしようということで、大苗代は一つだという形でやったんです。

ところが、きょう、お話を伺うと、それでも、この地域の一部を切り取る形なんですよと言われて、信達は一つだと言われまして、一体、その地域コミュニティというのは何のことなのかと、区じゃなかったのかと。あ、それなら、もうちょっと左の方のこの市場区をばっと切るような線でもよかったですかというような気持ちになったりするんですね。そうすると、市場区で、旧信達を今度はくくると、市場区は今の

形でなくなってくるとか、市場区というのは、ずっとこの左の地図で言うたら、信達小学校とこう白抜きで書いてあるところぐらいまでが、これ市場区が広がってきますので、そうすると、そういうような、区ではないコミュニティというもので議論をしなければいけないのかどうか。

つまり、地域コミュニティというのは、要するに区ではないのか、区が地域コミュニティだと考えたらいいか、そのあたりのことは、P委員、どう考えたらいいんでしょうかね。

P委員 先ほども申し上げたと思うんですけども、大苗代区、この区というのは一つのコミュニティです。これは、一つの区の中で脈々と続いてきた歴史的経過というのがあります。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、市場区も牧野区も、これ、足を伸ばせば岡中区もそうなんです、信達という一つの、かつては一つの自治体だったんですね。信達町という一つのくくりだった。

今現在、信達小学校区に皆さん通われているということで、学校の方でも、その信達という一つのくくりでのコミュニティができ上がっているというのが一つと、あとは祭りですね、伝統芸能にもなると思うんですが、祭りという点でも、牧野、市場、大苗代というのは、非常に深いつながりがあって、ずっと交流を続けてきているというところで、私たち親の世代だけではなく、子供たちの世代にまで一つのくくり、コミュニティ、また、大きな意味でのコミュニティという形でつながっているというところで、やはりこの牧野区、市場区の方の意見を見てもそうだと思うんですけども、基本的には一つのくくりで、そのまま維持していただきたいというのが、この信達地域の、もうこれ、昔の街道筋を中心として発展してきた地域だと思うんですけども、一つのくくりとして置いておいてほしいというところが本質だと思うんですけども。

会長 はい、わかりました。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

大苗代区、私の案では、もう丸々、一丘小学校区に編入してはどうかと。眼目は信達小学校の過密というか、過密解消なんです。そういう意味で、信達小学校が樽井小学校とともに大変過密だと。ところが、改めて児童推計を精査して、一番新しい統計を踏まえると、樽井小学校の方はクリアできる水準でぎりぎりおさまるんじゃないかということになりましたが、信達小学校の場合は、やっぱり新しい児童推計をもとにしても、過密分離が必要だということになってきています。

その大原則は、審議会のもともとの出発点ですので崩れないんですけども、私が示させていただいた会長試案、それと、今、P委員の方から、この大苗代区は調整区として地域コミュニティの歴史性・伝統を踏まえながら、自由選択にしてはどうかという意見が出てまいりました。

どんどん調整区をつくらないというのから逸脱していくようで、浜区を入れましたら、かなりの部分が調整区になってくるんです、地図の上で。しかも、山間部をとりますと、市街地部分のかなりの部分が調整区の校区の色分けになってくるわけですが、少し旧信達町というようなことも今少しわかりましたので、P委員の御意見の趣旨も理解はできております。

ほか、いかがでしょうか。

P委員 すいません、これ次回までで結構なんです、また資料をお願いして申しわけないんですけども、今回出しているこの斜線部と、会長試案の方で出ております関空山の手台とか、その辺の変更後の人数というか、その対象となる児童数というのを、できればお示しいただけたらなと、参考までにいただけたらなというふうに思います。

教育部参与 今現在、通っている1年から6年までの人数であれば、学校で調査すればわかるんですけども、児童推計では、何というんですかな、地番でしか出てませんので、自治区単位で出てませんので、ち

よっと難しいところがあるんです。

P委員 わかる範囲で。

教育部参与 そしたら、現行の1年から6年までを一つの大きな参考にさせていただけるということによろしいですか。

会長 よろしいですか、P委員。

E委員 これ、今見せていただいていたんですけれども、各区の意見ですね、市場区の意見書を見てますと、かなり厳しい意見書になってますわ。牧野区に限ってもそうですわね。それで、前回、審議会で、差別事件が起こった樽井区の中で、まだまだ、僕もこの前ちらっと見たんですけれども、校区分割反対のまだ看板立ってるわけですよ。これは教育委員会の方から要望して外すわけにはいかんの。

会長 教育委員会事務局、どうぞ。

教育部長 現在立っている看板ですけれども、これを、一応撤去していただきたいということで、樽井区長には申し出を行っております。

まだ、今そういうところでありまして、今後とも、看板撤去については、樽井区長に対して撤去の申し出をするつもりでございます。

E委員 一遍、僕、また、区長会で区長に聞いときますわ、何で外せへんのか。

それから、やっぱりその辺の横の環境もありますしね、会長、できるだけ、うちの区としたら、事を起こさずに、第一小、第二小の統合を進めていき、生徒数もふやしていきたいなと思っているのが本音です。

せやから、その辺よく御配慮いただきまして、次回には、調整区を余りふやさないという会長のお気持ちもわかるんですけれども、その辺、ひとつ御配慮、よろしく願います。

会長 時間の関係もあるんですが、P委員の方から、この大苗代のことについて、提案と理由と、同じことがまた地元からの意見書として、区長会の方からも上がってきているのと重なっているのではないだろうかと思えます。

それと、しかし、副会長から述べていただきましたように、この審議会のももとの立脚点といいますか、ここからやっぱり説明がつかないと困るわけでありまして。私も、会長試案に、もう一歩たりとも譲らんと、そのこだわりがあってというわけではありませんけれども、地図で見ると、余りにもあれじゃないかというようなことも含めて、どう検討の余地があるのか、少し時間をいただければと思えます。

また、E委員の方からも、再三にわたってその思いの点について述べていただきました。その背景にあるものも含めまして、会長試案から審議会案にしていく際の、少し検討、線のいじり直しといいますか、取り扱いのし直しを、少し時間をいただけたらと思えます。

あわせて、大苗代の場合につきましては、児童推計上の、今、P委員言われたように、この問題もやっぱりクリアできることというのが、調整区という議論になる最前提にあるわけですから、そのあたりも、設けるか、設けないか、設けるとしたら、どれぐらいのボリュームで設けておかないと、両方行く人のうちの幾らぐらいが一丘で確保できるかというか、信達の児童数を減ずる効果があるのかというあたりも、少しちょっとここは数字をながめての議論になると思えますので、お時間いただければと。

趣旨は一応、受けとめさせてもらうということでありまして。

あと、この間の議論で、きょうは、もう少し論点のところを集中的に議論しようということではありますが、ただ、線を引くだけの議論ではなくて、そこには理念があり、目的があるわけです。そういうものも、まずしっかり審議会の答申案としては書き込みましよう。その上で、こういう内容でどうですかと。ここはも

う地図に落とし込める議論になってくると思います。

さらには、利便性の確保という意味では、スクールバス、コミュニティバスの確保の問題も含めて、幾つかのところから、本当にそれでコミュニティバスとかきっちりしてくれるんやろうとかかというような、線引き、直接ではありませんけれども、線引きの前提として、こういう地元要望をしっかりと押さえてほしいということもありましたから、その線引きにかかわっての、あるいは統合された新しい学校のあり方の問題も含めて、線引きに関連してでの答申という中身も出てくるかと思えます。

先ほど言いましたように、きょう、まだ、どんな議論で、どれぐらいの作業量が要るかということがわかりませんでしたので、次回の日程、1月何日と、きょう、この場で言えたらいいんですが、少し議論を見てからというふうに思いましたので、私の希望としましては、1月中に次回の審議会を開催したいと思えます。

きょう、かなり意見出し尽くすというか、言っていたきましたし、ほぼ、関係団体からの意見の集約もできていますので、今回は、審議会案という形で、前文も含めて、あるいは、きょうは議論の対象にいたしませんでしたが、先ほど言いました、スクールバスの問題とか、あるいは平成25年ぐらいに再検討しようということで、もう持ち越しにしているところもあるわけでありまして、そのあたりの取り扱いも含めまして、審議会案という形で提示できるよう、事務局の力も駆りながら準備を進めていきたいと思っております。

できるだけ、議論スムーズにしますためにも、審議会の数日前には、その審議会案を委員会の皆さんのところにお届けして、事前に検討なり御意見を考えてきていただけるといようなことで、次回の審議会、スムーズになるように進めていきたいと思えます。

あと、C委員からありました、後どういう展開になっていくのかということにつきましても、次回の議論次第ということがありますけれども、次回の議論で、審議会案がまとまったとしたらという前提で、どういふふうになっていくのかというのは、パブリック・コメントとかいろいろ規定があると思うんです。広報しなければいけないとか、いろいろ規定があって、勝手に急いでも必要日数というのが要ると思えます。年度内というのは、どちらにしろちょっと無理ではないかなと。今のところ、このピッチではそう思っておりますけれども、ただ議論するのもあれですので、少しそのあたり、今後の審議日程の進め方ということにつきましても、次回、御提示できるように準備をしたいと思えます。

ちょうど時間が参ったようではありますが、そういうことで、年明けには、できるだけ早く審議会案という形で、きょうの御意見を踏まえまして提示したいと思えますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

C委員 D委員休まれてるんで、議会のコメントとしては、3会派、ここ出ておりますので、それ御参照していただくということで御了解をいただきたいと思えます。

会長 資料として提出していただいている分、あるいはそれぞれのもとの意見書につきましては全部目を通しております。最終案の作成に当たって、きょう、口頭で出された意見、出されなくて、既に文書で事前に回収している分も含めまして、受けとめてつくっていききたいと思えます。

年末の大変お忙しいところ、御参集いただきましてありがとうございます。

本日の議事につきましては、これで終了といたします。

あと、事務局の方から何かありましたら、連絡お願いいたします。

教育長 事務局の方から事務連絡をさせていただく前に、きょうがことしの最後の教育問題審議会ということになりましたので、教育長として、一言、委員の皆様方にお礼を申し上げたいと思えます。

年の瀬を迎えまして、大変忙しい中の、第8回教育問題審議会でございます。

また、審議会始まって以来、午前中の開催ということになりました。

きょうは、第一小学校、第二小学校の統合再編問題、それから、信達小学校の過大規模解消について、大苗代区の扱いをどうしていくのかと、この二つの大きな論点に絞りまして集中審議をしていただきました。

さまざま貴重な御意見を、長時間に及んで御議論をいただきまして、ある一定の方向が見えつつあるのかなというふうに思っております。

先ほど、会長さんが申しましたように、できるだけ早い段階で、次回の審議会の開催となるように祈っておるところでございます。それまで、いただきました宿題につきましては、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

お示しが、できるだけ早い段階で審議会案をお示しできたらいいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それから、今年1年は、振り返ってみますと、非常に暗いニュースが多かった、明るいニュースの少ない1年だったと思います。来年こそ、輝かしい、明るい、希望の持てる新年になりますように祈っておるところでございます。委員の皆様方も、それぞれ、来年、輝かしい新年を、御家族おそろいで迎えられまして、また、来年の審議についてもよろしくお願いを申し上げたいというふうに思っております。それまでの審議会委員としての積極的なご意見をいただき心からお礼を申し上げ、委員の皆様方の御健勝を御祈念申し上げます。閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

教育部長 では次回、第9回教育問題審議会ですけれども、先ほど会長から言われましたように、次回審議会は今のところ日程が決まっておりません。日程が決まり次第、事前に御案内を申し上げたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

それでは、第8回教育問題審議会をこれをもって閉会いたします。委員の皆様方、どうもありがとうございました。